



## 千葉トヨタ自動車と松戸市が「災害協力協定」を締結 災害による停電時は給電システム付きハイブリッド自動車は無償貸与

災害時に備え、千葉トヨタ自動車株式会社（代表取締役社長 <sup>いでの</sup> 出野 <sup>しょうへい</sup> 祥平様）と、本市の間で、「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定」を締結いたします。

### 【趣旨】

大規模な停電が発生した際に、避難所等への電力供給が行えるよう、千葉トヨタ自動車株式会社（松戸市内：松戸ニツ木店、20世紀が丘店、松飛台店）が保有する外部給電可能な車両の貸与の協力に係る災害時応援協定を締結し、本市の災害応急対策の向上を図るものです。

### 【協力事項の概要】

地震等災害時に市が開設する避難所に対し、給電システム付きハイブリッド自動車等の貸与を受けるものです。

### 【県内の協定経緯】

令和2年10月に千葉市において協定を締結しており県内2番目となります。

### 【協定締結式の日程等】

協定締結式については、緊急事態宣言解除後の早い時期に実施する予定であり、車両展示ができるよう調整いたします。日程が決定次第、改めてご連絡させていただきますのでご協力よろしくお願いたします。

### 【問い合わせ先】

総務部危機管理課 ☎047-366-7309

(案)

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの  
電力供給の協力に関する協定書

松戸市

千葉トヨタ自動車株式会社

# (案)

## 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの 電力供給の協力に関する協定書

松戸市(以下「甲」という。)と千葉トヨタ自動車株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、松戸市内において災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

### (外部給電可能な車両の種類)

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 非常時給電システム付きハイブリッド自動車
- (2) AC 外部給電システム付きプラグイン・ハイブリッド自動車
- (3) DC 外部給電システム付き燃料電池自動車

### (協力の要請と協力内容)

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面(様式第1号)で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 車両を貸与する乙の店舗は、松戸市内の松戸二ツ木店、20世紀が丘店、松飛台店とする。

4 乙は甲の要請する車両台数に対して、松戸市内の松戸二ツ木店、20世紀が丘店、松飛台店で提供できる車両台数が不足する場合は、可能な範囲で、乙の保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

### (外部給電可能な車両の引渡し)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両方で協議し、引渡しの方法を調整する。

### (貸与期間)

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、甲からの要請を受け貸与車両を貸し出してから5日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

### (報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡しした場合は、甲に対し速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

## (案)

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期、返却方法及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自賠責保険又は任意保険(以下、「自動車保険」という。)が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次の各号のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、松戸市内で使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告し、甲及び乙で対応を協議する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面(様式第3号)、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

## (案)

(訓練等)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。  
2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲:松戸市根本 387 番地の 5

松戸市  
市長

乙:千葉市中央区登戸 2 丁目 2 番 7 号

千葉トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長

# (案)

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

## 外部給電可能な車両の提供協力要請書

千葉トヨタ自動車株式会社 様

松戸市

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

### 記

#### 1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

#### 2 要請内容

##### (1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	松戸市担当者 (連絡先・職氏名)
1		自: 月 日 至: 月 日		
2		自: 月 日 至: 月 日		
3		自: 月 日 至: 月 日		
4		自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

##### (2) その他特記事項

--

#### 3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

# (案)

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

## 外部給電可能な車両の提供協力受書

松戸市 様

千葉トヨタ自動車株式会社

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (施設名・住所)	提供期間	車種	登録番号
1	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
2	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
3	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
4	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
5	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
6	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
7	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
8	月 日		自: 月 日 至: 月 日		

#### 2 報告に係る連絡先担当者

会社名	千葉トヨタ自動車株式会社
役職・氏名	
連絡先	

